

経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）

【要請期間】令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

実施内容

新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条により、県民・事業者等に対して要請するとともに、必要な協力について働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

【感染拡大を抑止するための対策】

現況

- 緊急事態宣言解除後の期間は、感染の再拡大を防ぐ重要な局面です。
- 陽性者数は減少し、緊急事態は脱しましたが、医療フェーズは最高の第5段階にあり、一般診療の制限解除には、感染者減少の維持が必要です。
- デルタ株の猛威により依然として地域内流行が続き、家庭内での感染による未成年の陽性者が全体の3割と高い割合を維持しております。
- ワクチンを接種出来ない子ども達への感染拡大が懸念されます。
- 9月末で1回目のワクチン接種が県民の6割を超えたところです。陽性者の9割近くがワクチン未完了者となっております。重症化予防・発症予防効果のあるワクチンの接種を急ぐ必要があります。
- 新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大(リバウンド)します。
- 自分自身、大切な方、地域社会を守るためにも、改めて、「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗い等の手指衛生」「マスクの着用」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、少しでも体調に不良を感じる場合には家庭内隔離をして休養し、家族がいる時はマスクを着用し、県コールセンターへの相談・かかりつけ医への受診をお願いします。

県の方針及び取り組み

- この期間を、感染拡大を抑止させ医療・経済・暮らしを回復させるための準備期間と考える。順調に感染者が減少した場合は、期間内であっても前倒し解除を行う。
- ただし、感染拡大の傾向(新規陽性者が前週と比べて増加することが目安)が見られる場合は、リバウンドを防ぐため法24条第9項に基づく強い対策を講じる。
- 第6波に備えて医療提供体制の拡充に取り組む。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

外出及び移動に関する要請

- 感染拡大抑止期間の外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間をさけること。
- 都道府県間の往来について、必要性をよく検討すること。
出発前には、**ワクチン接種の完了又はPCR等検査**を受検すること。
- 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛すること。その他の離島についても往来については必要性をよく検討すること。また、**ワクチン接種の完了又は事前のPCR等検査の受検**を推奨。
- 多人数の模合、ビーチパーティー等の飲食を伴うイベント及び普段から顔を合わせていない人とのイベントは控えること。

特にお願いしたい事

- 12歳以上の方は、感染症対策の切り札であるワクチンの接種をお願いします。
 - 子ども達の感染を防ぐため、学校、塾、習い事等の感染対策を徹底するとともにオンラインを積極的に活用すること。
- ◆ ワクチン2回接種した方でも感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を続けてください。

県民の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

会食(飲食)に関する要請

- ◆ 会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と。
 - ◆ 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力する(大声を出さない、会話時のマスク着用 等)。
 - ◆ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。
 - ◆ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用はやめてください。
 - ◆ 少しでも体調に異常があれば参加しない、参加させない。
 - 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意
- ※不特定多数が集まり、混雑が想定される催しには参加しないこと(特に飲食を伴う場)

※4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰ろう

感染防止対策の徹底

- 毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を控える。
- 体調不良時は、日中はクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用ください。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクの着用、小まめな手洗い、換気の徹底】

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】

【来訪後:法第24条第9項による協力要請】

往来に関するお願い

- 居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、慎重に検討ください。
- 来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。体調不良の際には来県の中止または延期をお願いします。
- 来県前には、**ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認**ください。
 - ※ 来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 来県後、営業時間短縮要請に応じていない飲食店の利用はやめて、「感染防止対策認証店」の利用をお願いします。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
 - ※ 電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等への要請

【法第24条第9項:協力要請】

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	<p>〔営業時間短縮等の協力要請〕※営業時間が5時から20時までの店舗は協力金対象外</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 営業時間を5時から20時までの間とする(テイクアウト・デリバリー除く)➤ (酒類の提供は、11時から19時までとする)➤ ※「感染防止対策認証店」においては、営業時間を5時から21時まで(酒類の提供は、11時から20時まで)とすることができる。➤ カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)➤ <u>同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合)</u> <p>〔感染防止対策の協力要請〕</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 法施行令第12条に規定する各措置を実施すること• 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気• 発熱その他の症状のある者の入場の禁止• 手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒• マスク着用その他感染防止に関する措置の周知• 正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用)• アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保)➤ 県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力➤ 「感染防止対策認証店」の取得推奨

イベントの開催についての要請

【法第24条第9項:協力要請】

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。**県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。**
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- **来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。**
- イベント開催の要件は以下のとおり(適切な感染防止策が講じられることが前提)

期間	収容率※3		人数上限※4
10月1日 ～ 10月31日※1	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※2)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演(話芸等)、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:国の事務連絡に基づき、緊急事態宣言解除後の1ヶ月間は経過措置期間の規模要件の適用となる

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※3:上記分類は例示で有り、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

※4:収容率と人数上限どちらかが小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

○開催時間は5時から21時までとするよう働きかける(法によらない協力依頼)

施設に対する要請

【法第24条第9項:協力要請】

商業施設、集客施設への要請

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設に以下の感染対策を要請する。また、各取組の実施状況をHP等で積極的に公表すること。

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置)
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと

商業施設、集客施設への働きかけ

- 特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館等の施設については、イベントを開催する場合は21時、それ以外は20時までの営業時間を短縮すること(法によらない協力依頼)

※法によらない協力依頼(働きかけ)の場合、協力金の支給はありません。

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

事業者・経済界への要請

- 職場でワクチン接種を勧奨すること(接種しやすい環境の整備等)
- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと
- 在宅勤務(テレワーク)、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること
- 自社の従業員に対し、営業時間短縮要請に応じていない店舗の利用を控えるよう求めること
- 感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室・社員食堂)に注意すること

交通事業者への要請

- 主要ターミナルにおいて検温を実施すること
- 航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 飲食店等への巡回(感染防止対策の呼びかけ、営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ)。
- 各種施設、公園等の管理者としての取組(路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む)。
- 発熱時の受診方法の周知(不要不急の救急受診抑制、抗原検査キットの活用方法、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129)。
- 市町村の取組の好事例を周知促進する(自宅療養支援、濃厚接触者への宿泊助成等)。
- **市町村に陽性者情報を提供し、自宅療養者等の支援に連携して取り組む。**

- 保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

学校等への要請

- 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。
- 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
- 学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること
- 部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと
(部活動前後による集団での飲食や県内外における合宿等については行わない 等)
- 大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること
- 大学は学生等に対し、感染リスクが高い懇親会や飲み会等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること。

公共施設等での取り組み

- 博物館、美術館や運動施設など、県立の公共施設については、感染防止対策を徹底しながら運営し、運営時間は20時までとする。市町村立の公共施設についても、県と同様の対応を要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を避けるため、施設管理者に対して、注意喚起を行うよう依頼する。